

## 館山市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

## ■改正の理由

館山市において「地域公共交通網形成計画」（以下「網形成計画」）の策定に取り掛かるにあたり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化法」）第6条第1項の規定に基づいた協議会組織（以下「法定協議会」）の設置が必要になる。

については、館山市において既に設置してある「館山市地域公共交通会議」の設置要綱の一部を改正し、活性化法に基づいた法定協議会とする。

なお、改正後の新たな「館山市地域公共交通会議」は、協議会委員の負担軽減や、会議の効率性の向上のため、これまでの道路運送法に基づいた協議会と、活性化法に基づいた法定協議会の機能を併せ持った組織とする。

## ■改正後の協議会の所掌事務

新たな協議会において所掌する事務は以下のとおり。

- ① 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃・料金等及びサービスに関する事項（市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項を含む。）
- ② 網形成計画の作成及び変更に関する事項
- ③ 網形成計画の実施に関する事項
- ④ 前の①～③のほか、会長が必要と認める事項

## ■改正後の協議会の構成委員

国が定めた「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」では、法定協議会の構成員は、『・・・商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等の多様な主体が参画し、活発な議論を行い、それぞれが相互に、連携、協力をしつつ、主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むことが重要である・・・』と規定されている。

については、市ではこれを考慮し、改正後の新たな協議会の構成員を別紙案のとおり変更する。

※ 改正前：21名 ⇒ 改正後：32名 改正後の協議会の構成委員案は別紙参照

## ■その他の変更事項

新たな協議会に“分科会”を設ける。網形成計画の作成などに関し、専門的な調査や検討を行うため、必要に応じて、分科会を設置できるようにする。

※要綱の改正内容は、新旧対照表を参照。

※改正後の協議会の構成委員案

設置要綱第3条の区分	現在の協議会委員（改正前） 委員の所属団体等（ ）内は委員数	変更後の協議会委員（改正後） 委員の所属団体等（ ）内は委員数
(1) 館山市長又はその指名する者	館山市副市長（1）	⇒ 〃（1）
(2) 国土交通省関東運輸局長（千葉運輸支局長）又はその指名する者	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局（1）	⇒ 〃（1）
(3) 千葉県知事又はその指名する者	千葉県総合企画部交通計画課（1）	⇒ 〃（1）
(4) 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者	東日本旅客鉄道株式会社館山駅（1）	⇒ 〃（1）
(5) 一般乗合旅客自動車運送業者	ジェイアールバス関東(株)・館山日東バス(株) （2）	⇒ 〃（2）
(6) 一般乗用旅客自動車運送事業者	鏡浦自動車(株)・館山中央交通(株)・南房タクシー(株)（3）	⇒ 〃（3）
(7) 社団法人千葉県バス協会長又はその指名する者	一般社団法人千葉県バス協会（1）	⇒ 〃（1）
(8) 住民又は利用者	那古地区・西岬地区・豊房神余地区 九重地区の各代表（4）	⇒ 船形地区・那古地区・北条地区・ 館山地区・西岬地区・神戸地区・富 崎地区・豊房神余地区・館野地区・ 九重地区の各代表（10）
(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者	東日本旅客鉄道労働組合 千葉地方本部木更津支部バス館山分会（1）	⇒ 〃（1）
(10) 道路管理者、千葉県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者	JR 東日本レンタリース(株)（1）	⇒ 〃（1）
	株式会社トヨタレンタリース千葉（1）	⇒ 〃（1）
	日本大学理工学部交通システム工学科教授（1）	⇒ 〃（1）
	千葉県館山警察署交通課（1）	⇒ 〃（1）
	千葉県安房土木事務所調整課（1）	⇒ 〃（1）
	南房総市総務部企画財政課（1）	⇒ 〃（1）
		⇒ 市議会議員（2）
		⇒ 観光関連団体（1）
	⇒ 福祉関連団体（1）	
	⇒ 商工業関連団体（1）	
合計	委員数：21	委員数：32

## ※要綱改正内容の新旧対象

	改正前	改正後
内 容	<p>館山市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市長は、道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、館山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃・料金等及びサービスに関する事項(市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項を含む。)</p> <p>(2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</p> <p>第3条～第8条 省略</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>	<p>館山市地域公共交通会議設置要綱</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 市長は、道路運送法(昭和26年法律第183号)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、<u>並びに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき地域公共交通網形成計画(以下「網形成計画」という。)</u>の作成及び実施に関し必要な協議を行うため館山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。</p> <p>(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃・料金等及びサービスに関する事項(市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項を含む。)</p> <p><u>(2) 網形成計画の作成及び変更に関する事項</u></p> <p><u>(3) 網形成計画の実施に関する事項</u></p> <p><u>(4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項</u></p> <p>第3条～第8条 省略</p> <p><u>(分科会)</u></p> <p><u>第9条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて会議に分科会を設置することができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。</p>